

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の概要について

(第59回、令和6年度第1回)

- 1 日 時 令和6年8月2日(金) 15時45～16時50分
- 2 会 場 京都ガーデンパレス 2階 鞍馬
- 3 出席者 坂元座長、康委員、鈴木委員、外村委員、平野委員、柳瀬委員
(阿久澤副座長、上田委員、武田委員、寺内委員、中西委員 欠席)
京都府：人権啓発推進室長、教育庁人権教育室長他
- 4 傍聴者 なし
- 5 開 会 浅野人権啓発推進室長あいさつ
- 6 議事の概要

- (1) 令和5年度人権教育・啓発事業実施状況について
資料1～資料3により、事務局から説明

【主な意見・質疑・応答】 (○：委員、●：事務局等)

◆ 令和5年度人権教育・啓発事業実施状況について

<インターネット上の誹謗中傷について>

○SNSを使用する側にも様々な問題があると思っており、最近では誹謗中傷をするのが小学生にも多いということで、学校で講演を開いたり道徳の授業で教えたりするなど、小学生に対しての対策を増やすことが必要だと思う。

●学校でのインターネットやSNSでの誹謗中傷に関する教育は大切だと考えている。府教委が作成している人権学習資料の中で、インターネットを使う際の注意点や誹謗中傷について記載しており、実際に学校でもホームルームや授業の中で取り組んでいる。こうした取組は今後ますます重要になってくると考えており、府教委としても各学校に対し、教育活動における様々な機会を捉えた指導や注意喚起をお願いしているところ。

○インターネット上の人権侵害については、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」の見直しにおいて提言を行った。提言の内容としては、加害者にならないための責任ある情報発信という観点から、青少年を含む全世代を対象としたインターネット利用に関する教育・啓発が必要だというもの。ヒアリングの中で他の委員からも強調されていた。

現在、関係省庁の幹事会で意見のとりまとめが行われており、なんらかのかたちで、新たな基本計画の中に取り入れられると思う。そういう意味で、委員の持つ問題意識は共有されている部分もあると言えると思う。

<SNSの活用について>

○SNSで広告を流し、色々な広告の中でURLを添付して、クリックしたら簡単に相談窓口飞到るような方法もあると思う。

- 人権啓発推進室では、今年度8月1日からSNSでの広告を実施しているところ。具体的には、YouTube、LINE、Xで実施をしている。YouTubeでは、動画の合間に流れるヘイトスピーチに関する15秒CMを、Xではネット上の人権侵害防止のメッセージ入りのバナー広告をそれぞれ9月末まで流すことを予定。啓発の対象は京都府内でPC又はスマホを使っている方。バナー広告についてはクリックすると当室の人権ナビにリンクで誘導するかたちになっており、5000クリックを目標にしている。

<ヤングケアラーの相談事業について>

- ヤングケアラーの相談事業は、対面・電話で実施しているのか。

- 相談窓口については対面でも対応しており、電話相談や、ホームページを通じてメールでも対応している。今年度4月からはSNSを活用したLINE相談もスタートしており、様々なかたちで相談できるよう、幅広く対応しているところ。

- チャイルドラインでは電話相談を主にしているが、最近は相談が減ってきているという状況から、ネット電話やチャット、メール相談など検討して進めているが、子ども達が本当に利用しやすいツールとは何だろうというところをどう考えていけばよいかというのが課題だと思っている。

<女性シェルターについて>

- 現在4回生で卒業論文を書いているが、女性シェルターの運用と課題についてをテーマに先行研究を調べている中で、自治体の限界があるということで、NPO法人の支援が必要だと明らかになっている。重点トピックの5ページの⑥「ドメスティックバイオレンス対策事業」にあるように被害者の自立支援のためのグループワークも必要だと思うが、やはりNPO法人との連携も必要になってくると思う。NPO法人と連携を図るための活動や施策が必要だと思う。

- DVのシェルターは公的にはあるか。

- DV対策については部局横断で対応しているが、文化生活部が実施しているのは啓発が中心であり、シェルターについては詳細はわからない。

- シェルターについては、改めて確認をし、委員の皆様にも別のかたちでお答えをさせていただきたい。

(2) 府民意識調査について

資料4により、事務局から説明

意見・質問等特になし